

第10回接続委員会 議事概要

日時 平成22年6月15日(火) 13:30~14:30
場所 総務省共用会議室2(10F)
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
佐藤委員、関口委員、藤原委員
事務局 福岡電気通信事業部長
(総務省) 古市料金サービス課長、
村松料金サービス課企画官、
安東料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(NGNのイーサネット接続に係る平成22年度の接続料の設定)について(電気通信事業部会への報告書(案))

- 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
- その結果、報告書(案)のとおり、次の電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

佐藤委員：階梯別コストの接続料原価について、NTT西の方がNTT東を下回っているのは設備量が少ないことによるものか。

事務局：NTT西によるNGNイーサの展開がNTT東より遅れていることによるもの。今後、NTT西によるNGNイーサの展開に従い、設備量は1年程度でNTT東に追いついてくると想定されるが、その後の設備投資は実際の需要を見ながら行われることとなると思われる。

佐藤委員：設備量や顧客数等東西のNGNイーサの展開のスピードが違うにもかかわらず、現時点では接続料にはあまり大きな差が出ていないと理解してよいか。

事務局：然り。需要もその分少ないことから、現時点では接続料に大きな差は出ていない。

佐藤委員：当面の需要が伸びると予想されるところに投資が行われることになれば、今後単金は変わっていくと見込まれるか。

事務局：今回の接続料の設定により今後PVCタイプが利用されるようになると、需要増に応じた設備投資が行われることから、単金は変わってくると見込まれる。

関口委員：今回の接続料の算定にあたっては1年間の将来原価としている。初年度に近視的な料金とならないように将来の需要を加味して料金を作り、各年度の変動を抑える方向で料金設定を行う手法もありうる。当該手法と今回の接続料のようにトラフィックの伸びが不確実だから1年間の設定で計算するという手法との間でどのように整合

性がとられているのか。

事務局：今年度の接続料の算定にあたり、PVC タイプは立ち上がり期にあるものの、実際の需要はほとんどないものとして計上されている。ご指摘の算定期間の取り方については、今後需要の伸びが見込まれるという点は同様であっても、需要の見通しがある程度ついているかいないかで違いが出てくるものと考えられる。

関口委員：考え方の説明ぶりについて、今回の算定にあたり将来の予想を立てられる程のデータが十分でないという点を補足した方がより正確なのではないか。

酒井主査代理：帯域換算係数について、中継ダークファイバは適用がなく、トラヒックに比例する要素のある設備についてのみ適用があると理解して良いか。

事務局：然り。IP 系の装置価格については帯域差ほど費用差が生じていないことからこのような整理となっている。

東海主査：考え方7において、どういう場合に事業法第30条第3項第2号に抵触することとなるのか。また、考え方8における「公正競争を確保するために十分でない等と認められる場合」とはどういう場合か。

事務局：考え方7の「事業法第30条第3項第2号に抵触する場合」とは、特定の事業者に対して他の事業者と比べて有利な条件で卸電気通信役務を提供する場合が想定される。現在 NTT 東西が卸電気通信役務により CUG タイプを提供しているのは NTT コミュニケーションのみと考えられることから直ちに比較はできないものの、他に CUG タイプを卸役務により利用する事業者が現れた後に差別的取り扱いを行った場合には抵触する恐れがある。考え方8については、イーサネット接続におけるネットワークのオープン性等の活用業務認可時等に示した諸条件を確保しているかという点から判断することとなる。

東海主査：今後イーサネット接続において NTT グループ内の事業者の利用とグループ外の事業者の利用が混在することになってくれば、様々なことを配慮する必要が出てくるであろうが、現状においては他の事業者の利用が限定されていることから、今回は特に対応を取ることはないという理解でよいか。

事務局：然り。

東海主査：システム改修費については、網改造料ではなく網使用料として設定することとなるとの説明があったが、その根拠は何か。

事務局：NGN 答申において、システム改造費用については接続料原価に参入し接続事業者間で負担すべきとの整理がなされていることによるもの。

東海主査：意見1では長期の算定期間を設定すべきという声も寄せられているが、需要の見通しが難しいことも考慮し、当委員会としては、算定期間を1年間として様子を見るという対応について了承し、本報告書(案)を電気通信事業部会に報告することとした(異論なし)。

以上